

県有施設の吹付けアスベスト等の再点検について

平成19年9月10日
島根県アスベスト対策本部

県有施設の吹付けアスベスト等の使用についての再点検結果は次のとおりです。

(1) 調査の目的

県有施設の吹付けアスベスト等については、平成17年度に全ての県有建物の調査を行い、吹付けアスベスト等を使用している建物については対策を講じてきたところであるが、平成19年6月八雲立つ風土記の丘で、新たにアスベスト含有吹付け材(白石綿を含有しているが建材の種類は不明)が発見されたことから、同様の事例がないか念のため点検を行った。

「吹付けアスベスト等」とは、吹付け石綿、吹付けロックウール、吹付けパーミキュライト(ひる石)等と呼ばれているもの

(2) 調査の概要

1) 調査対象施設

平成8年度以前に建設された建築物

2) 調査期間

平成19年6月～8月

3) 調査方法

平成17年度の調査方法を踏まえ、財産部局別に次の手順で調査を行った。
建物に吹付け材があるかどうか、天井等(室・階段裏)を目視により確認する。
平成17年度調査の記録と照合し、調査済みが確認された箇所は除外する。
「調査済み」に分類できない箇所があれば、専門家に現地調査を依頼する。
専門家の現地調査の結果、必要があれば建材の成分分析を行う。

参考 平成17年度調査の方法

設計書等による調査、 目視による現地調査、 必要に応じた建材の成分分析

(3) 調査の結果

財産部局	調査施設数	新たにアスベスト含有吹付け材が発見された施設	備考
知事部局	251	1	南庁舎空調室、吹付けロックウール0.45 m ² 、建材濃度8.1%、飛散無
企業局	16	0	
病院局	1	0	
教育委員会	105	0	
公安委員会	193	1	警察本部写真室、吹付けパーミキュライト19 m ² 、建材濃度1%超、飛散無
県営住宅	80	0	
合計	646	2	

(4) 対策工事

対策工事は平成19年度中に実施